慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	アンドレエ・ルウアス, ポール・デュラアン共著『産業立法提要』(勞働法)
Sub Title	André Rouast et Paul Durand : Précis de législation industrielle, (droit du travail)
Author	阿久澤, 龜夫(Akusawa, Kameo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1952
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.25, No.4 (1952. 4) ,p.56- 60
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19520415-0056

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

André Rouast et Paul Durand : Précis de Législation Industrielle,

(Droit du Travail)

3e éd., 1948. 595.p. Librairie Dalloz,

アンドレヱ・ルウアス
ポール・デュラアン 共著『産業立法提要』(勞働法)

一

この本はフランス勞働法の概要を傳えようとする意圖で書かれたものである。よんでみて理論的面にやや不滿足の感を抱かせられる。しかし、現代フランス勞働關係がどのような勞働立法により規整されているのか、かつ又どのような制度と慣行とによつて運營されているのか、この疑問に對しては充分答えてくれるであろう。

この書物の內容は序論、勞働の社會的構成、勞働の個人的關係、危險に對する勞働者の保護というように大きく四分されて論じられている。このうち、著者が最も力を注いでいるのは勞働の社會的構成についてであり、ここにおいて、著者はフランス勞働團體法の特色を企業委員會制度中心に述べるのである。さて右のような四つの分類にしたがつて、その內容の粗筋を紹介してみることにしよう。

二

一　序論では四點が中心となつて論ぜられ、その第一章においては勞働法の定義が述べられている。著者は勞働法を定義し「勞働法は從屬勞働關係を規律する法律であり、その限界は從屬性の止るところに存在する」と述べている。そしてこの從屬性を說明して、「勞働者は使用者の命令範圍內に置かれる」のみならず「勞働關係において、勞働者は生存の根本的手段としての賃金を獲得する」というのである。右のような二つの事實に從屬性が存在し、かかる事實を具えていることを從屬性とよぶ、とりわけ前者を法的從屬性（subordination juridique）後者を經濟的從屬性（subordination economique）とよぶのである。ここで、我々はドイツにおいて激しく爭われたこの問題の理論的重要性を想起するのであるが、それに比較して餘りに簡略であつて、單なる字句の說明に終つてしまつていることは殘念である。なお、著者はこの章において、勞働法が國民の經濟活動に占めている重要性を社會平和の維持および賃金と物價との關係からして論じる。

二　第二章においては、フランス勞働法の史的變遷の過程が概說されている。フランス古法から說き起し、自由主義時代における勞働法の缺如、そして國家の干涉と勞働法の形成、最後に各時代における干涉の態樣というように區分されて論じられている。ここで注意すべきことは、第一に、フランス古法においては、勞働の商品性が考えられていなかつたということである。このような勞働に對する

法律的考え方の生れるに至つたのは、中世フランス勞働關係に領主臣下の身分的關係が強く支配していたということ、およびカトリック教會の傳統的教訓が勞働は單なる商品ではないという觀點に立つていたことに原因している。ローマ法における物的考え方、あるいはゲルマン法においていわれる身分的關係ともやや異なつたものとして考えられていた。次には、統制經濟と勞働法との關係であり、著者は統制經濟の出現は勞働法に取つて「最も銘記さるべき現象であり、統制經濟の到來は勞働法を新しい發展に導いた」として、統制經濟立法と勞働法との關係の深いことを述べる。「しかし、統制經濟の君臨は生産目的に服從することにおいて、勞働者に危險を與えるものである」そこで「統制經濟立法は人間個人の最高權利を否認しないよう注意しなければならない」とし、統制經濟立法はこの點にその限界點のあることを指摘する。

三 第三章は勞働法の法源について論じている。勞働法典（Code droit du travail）は一九〇一年通商大臣の下に設けられた勞働立法統一委員會によつて一九二七年完成されたものであるが、著者は「散在している條文を發見するに便利であり、將來の立法に役立つこと」は長所とすべきも、「へんしう方法の不備、社會保障制度に關する法規の缺けていること」を短所としている。しかし、ともかくも勞働立法統一委員會委員長 M. Millerand の業績は、フランス勞働法學界において高く評價されているようである。

更に著者は外國勞働立法および國際勞働立法が強くフランス勞働立法に影響していることを指摘するのであるが、とりわけ地域的に接近する英獨勞働立法が強くフランスに影響したということは日本の場合に比較して豫想も出來ない程強いものであつたといえよう。

四 第四章においては、勞働法の特質について論じている。第一にあげられるのは勞働法の顯著な發展性であり、この發展性をうながすものは統制經濟の發展そのものであり、なお組合運動の活潑化、植民地勞働問題の發展等が原因していると述べる。これらの原因によつて、勞働法が次から次へと立法されて行くことを、勞働法の一つの特質としてあげている。次に、第二の特質として勞働法が階級的性格を多分に有しているということがあげられている。第三の特質としては勞働法が法律全體において占めている地位の特殊性について論じている。著者は勞働法を「私法および公法の兩面を具備する特殊な法である」とし、「就業規則、勞働協約、勞働爭議、勞働紛爭の調停等を理解するに當つて、その原則を民法原理の中に發見しようとすることはやめなければならない」と結論している。しかし、著者は史的變遷過程とその結論のみを示し、その理論面について掘り下げ考察してみることをしていないのである。それとも、こうした點はこの書物の性格がそうあらしめているのであろうか。

三

一 以上のような基礎概念から進んで、第一編「勞働の社會的構成」の說明へと發展している。ここにおいては勞働の團體的行動が對象となり、それを規律する勞働法が中心となつて論じられている。いわゆるフランス勞働法における勞働團體法の概說である。

著者は、フランスにおいては階級鬪爭の理論に代るに協同主義的考え方が支配的であり、この現われとして、一九四一年十月十四日

の「ロックアウトおよびストライキ禁止法」をあげている。たしかにこうした禁止法が出現して來たことは一應表面上からいうて著者の指摘する如くであるが、必ずしもこの法律が端初的なものではない。我々は、この法律においては、當時の戰時經濟の要請にもとづき勞働運動の激化を防ごうとしたナチ占領下のヴイシー政府の政策の一端をみるのみである。我々は協同精神に支配された勞働關係への考え方が一九三六年六月二四日法の中に既に存在していることを見逃し得ない。

二　協同主義的考え方は、企業の概念を決定する上にも現われているのであつて、企業とは勞使の協同の上に構成される經濟活動の單位であるというのである。したがつて、企業主の權能についても、それ自身特有な考え方の上に立つている。企業主の權能は立法的權能（pouvoir legislatif）、指揮的權能（pouvoir de direction）、懲戒的權能（Pouvoir disciplinaire）と三つに分れているのであり、この權能は國家における三權に對比されるものであるというのである。ところで、こうした權能は何故に企業主に與えられるのであろうか。著者は、企業主のこうした權能を所有權に結びつけて說明しようとする從來の考え方に反省を加え「この表現は正確なものではない、物の上に生ずる權利としての所有權は、人の上に下される命令の權能を說明することは出來ない」所有權はどこまでも對物的なものとして觀念すべきであると述べ「權能の基礎は企業主に引受けさせられている責任の中に求めるべきである」と。いいかえるならば「企業主は、我々の經濟構造の中において生產と交換とを確保すべき責任を持ち、かつ又自己の利益に對する危險を犯しても企業構成員の共同利益を確保しなければならない爲にそれに必要な權能を有している」というのであつて、企業主の權能はこのような責任と目的から生れて來るというのである。かくて就業規則の使用者による一方的作成およびその實施は、企業主の右に觀たような權能として許される。ところで、就業規則の法律的性格について著者は今もつて破棄院において取られている契約說は「手工業時代の性格をいまだに有している就業規則の性質に矛盾するものであり、かつ又現代法の傾向に逆うものである」とし、法規說を取つている。

三　次に、著者は企業委員會の解剖に筆を進め、企業委員會はフランスにおいてオリジナルなものであり、こうした勞使の協同體が制度として勞働組合とは別に、フランス勞使關係に存在していることをその特色としてあげている。著者は「企業主が傳統的に有していた企業運營に對する決定の權能はいまだにそのまま保存されているであろうか」という疑問を提出し、その經營面においては一九四五年一月二二日の法律によるも、企業主の排他的權能は何等變えられるものではなく、この點において企業委員會は單なる諮問機關に過ぎないものとしている。しかし、對勞働者という關係においては企業委員會の權能は全面的に認められているというのである。

この企業委員會についで勞働者代表制についても述べる。次に、勞働組合については「勞働組合とは職業的利益を守る爲に存在する勞働者の協同體である」としている。

この章の大半は企業委員會、勞働者代表制および勞働組合に關する勞働立法中心の解說に終る。

四　この章において著者は團體交渉および勞働協約について述べ

る。「勞働組合の形成は、使用者と賃金勞働者との二つの敵對し合う勢力を生むのであるが、さりとて、そうした個人の集合の中において一つの同意はそれらのものを支配し、協同體を形成する」このような點において理解されている團體交渉であり勞働協約であることを我々は注意しなければならないであろう。

勞働協約の法律的性格については、從來から存在している契約說に對する批判、すなわち、契約を以てして何故に各組合員を拘束し得るのであろうか、という批判をそのまま主張し、著者は法規說を取つている。特に、一九一九年五月二五日の法律による直律强行性をその理論的根據としているのである。

五 團體法中の爭議行爲については、先ずコアリションについて說明する。コアリションとは「勞使の對立狀態であり」「統一的法律に缺けている」ことをその特色としてあげる。なお、この章においては勞使間の紛爭についてのあつせん、調停についても論じられている。

四

一 第二編においては勞働者と使用者との個人的關係の法律、すなわち勞働契約法が中心となつて述べられている。著者は冒頭「この分野においては勞働自由の原則が支配する」ことを論じ、この自由の原則がフランス勞働契約關係に支配的であり、この原則は今日いまだに排除されているものではないというのである。そこで勞働契約についてであるが、フランス勞働法中においても勞働契約に對する明確な說明は存在しないのである。著者はこれを判例に求めつつ「勞働契約とは各個人による約束であり――使用者とか勞働者とかよばれる――、サラリーとよぶ賃金を報酬とすることによつて、勞働者を從屬的地位に置きつつ、勞働を實行することを互に約する契約である」と定義するのである。ところでこうした勞働契約は勞使關係において、その重要性を漸次失いつつある。著者は「勞働契約に代るに新なる一概念の出現、すなわち勞働關係（la relation de travail）」が代つて置かれるようになつたとし、そして「勞働契約は使用者と勞働者との間の關係の基底を形成することをやめるに至つた」とまで極言しているのである。しかし、著者は右のような傾向にある勞働契約といえども「人と制度を結びつける」という點において「一つの役割を果している」と述べる。こうした考え方はフランス制度理論の特色をなすものであり、その理論の勞働關係における現われといえよう。

二 かくて次に、著者は勞働條件に關するフランス勞働立法の解說に移る。この部分は、いわば我が國の勞働基準法の解說というべきものであろう。

三 最後に解雇の問題について述べるのであるが、著者はフランスにおいて解雇は使用者の自由であるという前提に立つてこの問題を論じている。そして解雇權の濫用についてはこれを許さぬものとし損害賠償請求權を認めている。こうした著者の態度はフランス勞働判例においても取られているところであつて、學說、判例共に一致しているようである（一九五〇年一一月二五日ヴェルサユ民事裁判所判決、一九五一年二月一〇日アネス民事裁判所判決、一九五一年六月八日破棄院判決等にみられる）。

五

第三編においては危險に對する勞働者の保護について論じられており、著者は社會保障制度、家族手當、業務上の傷害および疾病、失業中の諸對策等について關係各法規を解説している。

（阿久澤龜夫）